

## 第6回 伊豆沼・内沼自然再生協議会会議録

### I 日時

平成24年1月28日（土） 午後2時から午後4時まで

### II 場所

栗原市築館総合支所2階 市民活動センター多目的室

### III 次第

#### 1 開会

伊豆沼・内沼自然再生協議会委員の再任について 【資料1】

#### 2 議事

(1) 会長・副会長の選出

(2) 報告事項

①第5回協議会の意見への対応について 【資料2】

②平成22, 23年度伊豆沼・内沼自然再生事業等について 【資料3】

(3) 協議事項

平成24年度伊豆沼・内沼自然再生事業（案）等について 【資料4】

(4) その他

伊豆沼・内沼を利用したイベント等について 【資料5】

#### 3 閉会

#### <配布資料>

次第・名簿・席次表

資料1 伊豆沼・内沼自然再生協議会委員の再任について

資料2 第5回伊豆沼・内沼自然再生協議会の意見への対応

資料3 平成22, 23年度伊豆沼・内沼自然再生事業等について

資料4 平成24年度伊豆沼・内沼自然再生事業（案）等について

資料5 伊豆沼・内沼を利用したイベント等について

資料6 伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画書

## IV 会議内容

### 1 開会

事務局が開会を宣言

配布資料の確認

委員任命についての経過

村山課長補佐：事務局より再任の報告をさせていただく。当協議会の委員の選任については、本来であれば昨年の3月中に手続きを済ませるべきだったが、震災の影響で事務手続きが遅れてしまった。11月に全委員に再任をお願いした。協議会の規約には、委員の任期は3年とあるが、昨年の4月1日付けで選任したこととし、任期は平成26年3月31日までとさせていただく。

### 2 議事

#### (1) 会長・副会長の選出

小堤総括：本日は、委員再任後初めての会議となるので、当協議会の会長・副会長の選任を行う。規約第8条の規定により、会長・副会長は委員の互選により定めることとなっているがいかかがか。

嶋田委員：事務局案をお願いします。

村山課長補佐：会長は西村修委員に、副会長は斉藤憲治委員に引き続き務めていただきたい。

(異議なし)

小堤総括：異議なしとのことなので、引き続きをお願いします。就任に当たり、お二方にそれぞれ挨拶をお願いします。

西村会長：微力ではあるが、伊豆沼・内沼の自然再生に務めていきたい。皆さんの協力もお願いします。

昨年の震災で、様々大変な状況であると思う。県でも瓦礫の処理や除染など、環境に関しての問題に取り組んでいて、事務的にも大変な量のような。この自然再生事業にも影響が及ぶのではないかと心配していたが、幸いにも伊豆沼・内沼自然再生協議会に関しては引き続き自然再生を推進していけることになった。以前と同様かそれ以上の情熱を持って再生に取り組んでいければいい。

一方で、宮城県では蒲生干潟でも自然再生に取り組んでいたが、今回の津波で干潟自体に非常に大きなインパクトがあり、大変な状況にある。更には、蒲生干潟近くの下水処理場が壊滅的状況で、水質としては、今までも増して濃度の高いものが放出されることになる。福島原発問題も非常に関心が高く、改めて安全・安心な環境が非常に大切だと認識されたかと思う。きれいな水やおいしい空気、栄養豊富な土壌などは、日ごろ当然なもののように考えがちであるが、一度そういう環境が損なわれると、本当に大変な状況になるということを改めて痛感することになった。この伊豆沼・内沼の自然再生でも、是非この教訓をいかしていきたいと思っている。

素晴らしい自然環境は生活をしていく基盤としても大切であると思う。それを次世代に残してい

くということも非常に大切である。そういった意味でも、この伊豆沼・内沼自然再生事業は重要な取り組みであると思っている。

実施計画を基に様々な事業が推進されることになっている。これからの期間は、更に知恵を出し合って、或いは実際に体を動かして、伊豆沼・内沼の自然再生を進めていくという重要な時期に差し掛かっている。私も微力であるが、調査研究で携わっている。委員の方々もそれぞれ活躍いただいているのは承知している。今後も様々な形で、更なる協力をお願いしたい。

斉藤副会長：引き続き選任していただき光栄に思う。

私も昨年の震災で、この事業がどうなるのか心配していた。大きな自然災害が起こった時、自然保護や自然再生といったことまではどうしても手が回りにくくなると思っていたので、例えば「バスの駆除」のような事業は実施されないのではないかと危惧していた。しかし、例年と同じように行われて、私としては嬉しく思う。皆さんの努力に感謝したい。

話は変わるが、私自身横浜に転勤になり、3年前から街の人間になった。元々自然が好きなので、よく散策するのであるが、こちらではどこにでもある、なんでもないものが横浜にはないということに気がついた。そして、都市の人たちは、こちらの方が何とも思わない、どこにでもあるものを求めている。例えば、水田があって、雑木林があって、山桜が咲いているというような、こちらではどこにでもあるような所に押し掛ける。ということは、皆さんの目で見たら何とも思わないものが、都市の人にとっては非常に大きな価値を持っているということである。資源としての潜在的な価値を利用して、都会の人と交流することで、自然保護や自然再生に取り組む上での、モチベーションの向上に繋がればいい。ただ、どこにでもある何でもないものということは、ライバルがたくさんいるということである。なので、やった者勝ちである。早く取り組み、ルートを作って、ノウハウを蓄えてしまえば、一人勝ちできるが、少し遅れると遅れっぱなし、負けっぱなしになってしまう。自然保護・自然再生だけでなく、「活用」という観点からも考えながら取り組み、将来に繋いでいけるとよい。

## (2) 報告事項

### ①第5回協議会の意見への対応について

### ②平成22、23年度伊豆沼・内沼自然再生事業等について

西村会長：まず、報告事項の①と②について、事務局から説明願う。

猪内技術主幹：(報告事項①について、資料2に基づき説明)

宮城県の実施計画案についての意見への対応である。呉地委員から、「沼周辺や宮城県全体のガン類の飛来状況の推移について」と「沼の環境変化の推定について」は実態を正しく表していないので、正確な表現に訂正すべきだという指摘をいただいた。これらについては御指摘のとおりなので、それぞれ修正した。

ただ、一部配布資料の訂正をさせていただきたい。「ガン類の飛来状況の推移について」の修正後の表現の部分だが、次のとおり修正願う。

「ガン類の飛来総数については、県全体、伊豆沼・内沼周辺ともに増加傾向にある。飛来数の県全体に～と考えられる。ガン類の飛来数増加は、～と考えられている。」

「ガン類の飛来総数については、県全体、伊豆沼・内沼周辺ともに増加傾向にあり、群れの一部が蕪栗沼へ分散している。ガン類の飛来数増加は、～と考えられている。」

訂正について説明させていただく。資料6 P14 を御覧いただきたい。訂正箇所はP14 下の「図2.3-13 ガン類の個体数変化（1月）」を基にした表現である。かつて県で行っていた個体数調査については、日中に周辺の水田で発見したガンの数を、伊豆沼をめぐらにしていた数として集計していた。これでは問題があったので、平成5年から各沼で早朝にカウントする方法に切り替えた。

当時の不確定なデータをもって数値を記載するのはよくないという指摘だった。全体のガンの飛来数については、県全体、伊豆沼・内沼においても、増加傾向にあるのは間違いない。平成5年の伊豆沼への飛来数は15,000羽だったが、平成23年には55,000羽程に増加している。群れの一部が蕪栗沼へ分散したことによって、平成7年には県全体における飛来数の約8割が伊豆沼に飛来していたのが、平成20年には3割程度まで低下した。このような現状であるので、先述のとおり訂正する。

進東主任研究員、渡部水環境部長：（報告事項②について、資料3に基づき説明）

西村会長：今の説明に関して、意見や質問はあるか。

川嶋委員：資料3 P15の導水試験について、どこからの導水なのかと堰の場所の二点を確認したい。

渡部水環境部長：導水は、伊豆野幹線用水～二丁江用水～荒川で通ってくるもの。堰は、荒川の飯土井水門の可動堰である。

大沼代理：平成23年度は希少淡水魚の調査はしていないのか。

進東主任研究員：事業としては実施していないが、飼育や移植は継続して実施した。

大沼代理：平成23年度の調査結果について情報提供をお願いします。

川嶋委員：「試験導水事業」ではなく、分りやすいように別の名称を考えた方が良いのではないか。

猪内技術主幹：関係者との協議のうえ検討する。

鹿野委員：導水開始後にCODが低下したとあるが、導水した水で希釈されたとみていいのか。

渡部水環境部長：そこまでの検討はしていない。

鹿野委員：どの位の量を導水したのか。

渡部水環境部長：約毎秒0.2 t～0.3 t程度である。

鈴木委員：ハスの刈取り後には沈水植物の生育状況や水中のモニタリングの結果はどうだったか。

進東主任研究員：刈取り後の沈水植物の調査は現在していない。

高橋(義)委員：取水するには水利権が発生する。本来は農業用水として造成された施設である。農業以外を目的とする場合には水利権の問題はないのか。

渡部水環境部長：北部土木事務所栗原地域事務所で導水を行っていた際、国土交通省と農林水産省と宮城県河川課で協議した結果、冬期間の伊豆野堰用水に関しては、毎秒2 tの水利権が認められている。2 tの中でなら、試験的な導水は認められている。

高橋(義)委員：導水路の維持管理をやっているが、委託料が安い。我々の申し入れは聞き入れてもらえない。県の財政が厳しいのは承知しているが、こちらにも職員を雇っているのだから、なんとか検討してもらいたい。

猪内技術主幹：要望として承る。

西村会長：たくさんの事業成果が報告されたが、時間も限られているので、報告事項に関してはここまでとし、次の協議事項に移る。

### (3) 協議事項

#### 平成24年度伊豆沼・内沼自然再生事業(案)等について

西村会長：協議事項について、事務局から説明願う。

猪内技術主幹：(協議事項について、資料4に基づき説明)

西村会長：今の説明に関して、意見や質問はあるか。

大沼代理：緊急雇用創出事業の事業年数は何年間か。

猪内技術主幹：単年度である。アメリカザリガニに関しては今年度に引き続き行うことになる。再来年度以降については、国からの予算措置等を踏まえたうえで検討していく。

西村会長：平成24年度の自然再生事業の県でのメニューについては、先程説明のあった平成22、23年度の自然再生事業の成果を踏まえて、継続・発展させていくという内容になっている。  
他に何か質問・意見はあるか。

(なし)

西村会長：それでは、宮城県が実施する自然再生事業については、昨年度の協議会で決定した実施計画書に基づいて実施されることから、事業案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

西村会長：それでは、この案に基づいて自然再生事業を実施していただく。

私から一つお願いがある。委員の方々それぞれが研究・活動を進めていて、更に伊豆沼・内沼の再生を推進するための意見を持っていると思われるが、今回の会議は時間が限られている。今後、学識経験者を中心に議論をする場を設けたいと考えているのでご協力願う。それでは次に移る。

#### (4) その他

##### 伊豆沼・内沼を利用したイベント等について

西村会長：その他について、事務局から説明願う。

猪内技術主幹：(その他について、資料5に基づき説明)

西村会長：今の説明に関して、意見や質問はあるか。

川嶋委員：イベントがほぼ伊豆沼・内沼環境保全財団の主催になっているが、他の団体のものはないのか。

猪内技術主幹：今回紹介したのは、当協議会事務局（栗原市，登米市，環境省，環境保全財団，宮城県）で実施しているものを取りまとめたものである。次回以降は、それ以外の団体のものも広く取りまとめることを検討する。

川嶋委員：日本で2番目のラムサール条約による登録湿地ということで、様々な活動が行われている。そういったものを紹介するとともに、イベントや行事を増やしていくことも考えていけるとよいのではないか。

猪内技術主幹：外部へのPRや広報の方法は事務局としても検討していきたい。

西村会長：様々な活動について紹介していくということは、自然再生協議会として非常に重要な仕事

であると思う。委員の方々も、持っている情報を積極的に事務局に提供してもらい、充実させていけると良いと思う。他に質問・意見はあるか。

高橋(義)委員：今回の議題には直接関係のない話になるが、EM菌の質問をしたい。今から4年程前、サンクチュアリセンターで開催されたある会議の中で、沼の水質浄化についてEM菌の使用を提案したことがある。嶋田委員も進東研究員も出席していたと思う。その時点においては、まだ認定されていない菌であるため、伊豆沼・内沼の水質浄化には使うわけにはいかないという話だった。私は、EM菌が水質の浄化促進に非常に役立ち、農家や学校のプールでも使われていると聞いていた。認定されていないから、伊豆沼・内沼には使えないというならば、どこかに仮設の池のようなものを作り、外部に流出しないようにしながら、実験をしてみたらどうかという提案もした。それから4年が経過したが、その後の取り組み状況はいかがか。

嶋田委員：確かに4年ほど前にそのような話があった。学識経験者にも相談したが、そのようなよく分からないものを自然環境中に出してよいのか、正体が分からないものは使えないだろう、という話になり、伊豆沼・内沼での使用はやめようという結論に至った。そういった議論を踏まえて、実験にも取り組んでいない。正体のよくわからないものは使用しないという認識は今も変わっていない。

高橋(義)委員：正体がよくわからないということだが、EM米を栽培・販売している農家もあり、学校のプール清掃にも使われている。正体のよくわからないものであるならば、そのような行為も許されないのではないか。そう考えると、EM菌が害のあるものだとは思えない。伊豆沼・内沼の水質が改善されていない状況なので、EM菌も視野に入れて実験してみてもどうか。また、EM菌がどこで開発されているのかといったことも調査してみてもどうか。全く調査もせずに、検討しないのはよくないと思う。

西村会長：私も相談を受けてEM菌について調べたことがある。水質浄化での活用以外に、農業など様々な活動で使用されているが、その効果について定量的に評価された例がほとんどない。環境が異なれば、全く異なる効果が発生するというのはよくあることである。伊豆沼・内沼で使用する・しないはさて置き、EM菌について情報を整理し勉強するということで、対応していければと思う。

川嶋委員：私もEM菌について環境保全財団の理事会の中で提案したことがある。EM菌の効果が出ている例もあるので、伊豆沼・内沼で使用するのとは先のことだとしても、研究をすることは必要だと思う。

西村会長：まず、情報を整理してから議論をするとよいと思う。ちなみにだが、福島県で効果について調査したところ、効果は認められなかった。「使い方によって」ということはあると思うが、EM菌で必ずきれいになるということではない。情報を整理してから、また議論したいと思う。

他に何か質問・意見はあるか。

ないようなので、本日の協議はこれまでとする。

小堤総括：他になにか連絡事項等はあるか。

村山課長補佐：平成20年度の当協議会発足以来、平成21年度に全体構想、平成22年度11月には県の実施計画の承認をいただいている。今後は実施計画に基づき事業を進めていくことになる。これまでの協議会は年二回の開催だったが、今後は年に一度の開催とし、実績の報告と次年度の計画について承認をもらうことにしたいと思っている。また、先程西村会長から提案のあったように、事業を推進するうえで、学識者の方々を中心に集ってもらい助言・サポートしていただく機会を設けたいと考えている。御協力をお願いしたい。

### 3 閉会

事務局が開会を宣言